⑷ Official in charge of the contract of the procuring entity : Motokazu Endo, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.

⑸ Classification of the services to be procured : 42

⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺ The contact point for documentation relating to the proposal : Tatsuhiko Kainuma, Assistant Manager of a procurement & contract division, engineering, Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―10―14 Kitaueno, Taitou-ku, Tokyo, 110―0014 TEL : 03―5828―8595

資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において農林水産省地方農政局の一般競争（指名競争）契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成24年11月1日

東北農政局長　五十嵐太乙
関東農政局長　佐藤　和彦
北陸農政局長　齊藤　政満
東海農政局長　森　多可志
近畿農政局長　小栗　邦夫
中国四国農政局長　國弘　実
九州農政局長　吉村　馨

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04、11、17、23、26、33、43

1　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴ 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、その他工事。

⑵ 測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他。

2　申請の時期

平成25年度当初からの資格付与を希望する者は、

⑴ 持参する場合　平成24年12月17日から平成25年１月31日までの間（平成24年12月29日から平成25年１月３日までの間は除く。受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く10：00～16：00（12：00～13：00は除く。）とする。）に申請すること。

⑵ 郵送の場合　平成24年12月３日から平成25年１月15日（当日消印有効）までの間に郵送すること。

⑶ インターネットの場合　平成24年12月３日から平成25年１月15日までの間（平成24年12月29日から平成25年１月３日までの間は除く。（受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く９：00～17：00））に、建設工事の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqr.mlit.go.jp

また、測量・建設コンサルタント等業務の申請者は、次のホームページアドレスへのアクセスにより、申請用データを送信すること。

https://www.pqrc.mlit.go.jp

なお、インターネットによる申請を除き、上記期間経過後も申請は随時に受け付けているが、資格取得が遅れることがある。

3　申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、平成24年11月１日以降、次のホームページアドレスから入手することができる。

http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html

また、インターネットを使用して申請をする場合は、上記の２の⑶に掲げるアドレスにアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

ただし、測量・建設コンサルタント等業務のパスワードの請求に当たっては、２の⑶に掲げるホームページアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書（兼代理申請委任状）」を印刷したものに以下の⑵の②のウ～カまでに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送（書留郵便）するものとする。

⑵ 申請書の提出方法　持参又は郵送により、申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付し、本社（店）が所在する別記１に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出する。（ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。）

インターネットにより申請する場合は、上記の２の⑶に掲げるアドレスにアクセスし、上記の３の⑴においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、３の⑴において入手したパスワードを入力して、送信する。ただし、添付書類として、建設工事契約の場合にあっては、以下に掲げる①のエの書類を、受付期間内に別記３に掲げる送付先にファクシミリにより送信するものとする（ただし、入力プログラムを用いて電子納税証明書を送信する場合を除く）。

なお、経常共同企業体等複数の者のインターネットによる申請はできないので、このような場合は、持参又は郵送による申請とする。

また、インターネットにより申請する場合であっても、申請者が下記の９の⑷の①から⑤に示す合併新設会社等で合併後５年未満の場合には、以下に揚げる①のキの書類を本社（店）が所在する別記１に掲げる「申請書の提出場所」に持参又は郵送により提出すること。

① 建設工事契約
ア　営業所一覧表
イ　業態調書
ウ　共同企業体等調書（経常共同企業体）
エ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）
オ　総合評定値通知書の写し
カ　共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）
キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
ク　行政書士等による代理申請による場合には委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約
ア　技術者経歴書
イ　営業所一覧表
ウ　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し
エ　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）
オ　財務諸表類
カ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第９号書式その３又はその３の２若しくはその３の３の写し）
キ　行政書士等による代理申請による場合には委任状

⑶ 申請書等の作成に用いる言語等
① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵ 申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者。

⑶ 経営状態が著しく不健全であると認められる者。

⑷ 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記４⑴～⑶に該当する構成員を含む者

⑸ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
① 契約の履行に当たり故意に工事等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者